

国水水第 83 号
令和 8 年 6 月 25 日

各都道府県 水道行政担当部（局）長 殿
各政令指定都市 水道事業担当局長 殿
（各地方整備局等経由）

国土交通省大臣官房上下水道審議官
（ 公 印 省 略 ）

令和 8 年度水道施設整備費に係る歩掛表の一部改定について（通知）

水道施設整備費に係る歩掛表の一部を別紙のとおり改定し、令和 8 年 6 月 25 日より適用することとしたので、貴管内の補助事業実施者等に周知徹底されたい。

令和8年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和8年度版 頁番号	現行 (令和8年度)	改定 (令和8年度)
P4	<p>1-2-1-2 労務費 (1) (略) (2) 労務賃金 労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。 基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。</p>	<p>1-2-1-2 労務費 (1) (略) (2) 労務賃金 労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は「公共工事設計労務単価」等を使用するものとする。 基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。 また、「令和8年度水道施設整備費に係る歩掛表について(通知)」(令和8年3月2日付け国水本第410号)により配管工から特殊作業員に変更した箇所のうち、特殊作業員の公共工事設計労務単価(以下、「労務単価」という)が、同じ都道府県の配管工の労務単価(令和8年3月)を下回る箇所は、配管工の労務単価(令和8年3月)と同額となるよう特殊作業員の労務単価に加算するものとする。</p>